平成２９年（フ）第１９号
滋賀県長浜市木之本町木之本2037番地７
債務者　小澤　　直
１　決定年月日時　平成29年５月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
　　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
兵庫県たつの市神岡町東觜崎40番地
債務者　山口　貴行
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
　　神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第５０号
山口県下関市丸山町３丁目８番３号、前住所福岡県福岡市博多区美野島３丁目22番１－403号
債務者　八幡　貴文
１　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
　　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
福岡県宮若市鶴田2046番地54
債務者　中西　純一
１　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
　　福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第３０号
福岡県直方市大字下新入556番地２　コスモハイツ103号
債務者　松下　忠幸
１　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
　　福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第４１号
富山市犬島新町１丁目９番10号
債務者　布村　敏幸
１　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６号
沖縄県島尻郡南風原町字照屋368番地　サンキャッスル206
債務者　上江洌美由紀
１　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０４号
沖縄県那覇市銘苅２丁目９番24―519号　エレガンテ・むつみ
債務者　松本織鶴妃（旧姓鬼塚）
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９７号
沖縄県糸満市西崎町３丁目367番地の１
債務者　山根　正樹
１　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１２４号
沖縄県那覇市楚辺１丁目５番８号　城間アパート302
債務者　永瀬　　優
１　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４１号
山口市江良３丁目５番８号
債務者　若松　千春
１　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６１０号
北海道北広島市青葉町３丁目９番地５
債務者　熊谷　昌恵（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２０号
札幌市手稲区前田９条15丁目11番22号　モリエール101号
債務者　小野　正昭
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９３号
札幌市中央区南17条西12丁目１番18―202号
債務者　髙田　美紀（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８００号
札幌市手稲区富丘３条６丁目１番10―807号
債務者　村中　隆雄
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１４号
北海道江別市緑町西１丁目66番地の１　パレスエリーゼ７―105
債務者　藤井　　忠
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部